

国民年金後納制度のお知らせ

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。

また、年金を受給できなかった方は、後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。お早めにお申込みください。

後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限(平成26年3月31日)までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」、または岐阜南年金事務所にご連絡ください。

【ご注意】平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。

申込み・納付書の再発行のお問い合わせは

- ・国民年金保険料専用ダイヤル(ナビダイヤル)
☎0570-011-050
- ・岐阜南年金事務所国民年金課
☎273-6161



春の火災予防運動はじまる 3月1日～7日

今年も、3月1日から3月7日まで「春季全国火災予防運動」が実施されます。寒い冬も終わり、日増しに暖かくなっていくこの季節は、空気が乾燥し、ちょっとした不注意から火災が発生しやすい季節となりますので、注意が必要です。

「火災予防運動」を機に、全国の火災の主な原因とその対策を紹介します。

《火災の原因とその対策》

第1位「放火」(全体の約12%)

自分ではどうしようもないと考える人もいるでしょうが、放火されにくい環境を自ら作る事はできます。

- ①家の周りには、新聞紙など燃えやすい物を置かない。
- ②自宅や倉庫、物置の施錠を確実にする。

第2位「たばこ」

その小さな炎が、ちょっとした不注意によって大きな炎となりますので、自覚を持って行動しましょう。大切なのは、灰皿のある場所で喫煙し、灰皿の中には水を入れ、確実に火を消すようにすることです。

第3位「コンロによる出火」

天ぷら油は火力などにもよりますが、15～20分で発火点に達します。来客や電話に対応している間に目を離してしまい、その内に過熱され、炎が燃え広がってしまうこともあります。用事がある時は、火を消してから、その場を離れましょう。

昨年の羽島郡内の火災原因の上位は、第1位が「コンロによる出火」、第2位が「放火」です。

日ごろのちょっとした気配りで火災の発生を防ぐことができます。火の元には十分注意しましょう。

